

序 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープラン改定の背景と目的
2. 都市計画マスタープランの位置づけ
3. 都市計画マスタープランの計画の期間
4. 都市計画マスタープランの構成

1. 都市計画マスタープラン改定の背景と目的

我孫子市においては、大正 8（1919）年制定の旧都市計画法のもと、高度成長期の人口増加による市街地 * 開発の急激な進展を背景に、樹林地の減少や手賀沼の汚濁をはじめとした環境への影響や地価高騰など、市街地化への課題を有する時代を経てきました。全国的なこれらの状況から、昭和 43（1968）年に新都市計画法が制定され、都市計画決定権限の国から地方への移譲、住民参加や開発許可制度などの導入がなされ、本市においても秩序ある計画的な市街地づくりを進めてきました。

その後の法改正に基づき、平成 14（2002）年に最初の都市計画マスタープランを策定し、市街化区域 * の編入や用途地域 * の変更などにより、当時は想定していなかった土地利用が進んでいた地域への対応に主眼を置いた都市づくりを行ってきました。さらに、人口減少への対応や持続可能な自立した都市を目指し、平成 23（2011）年の基本構想の一部見直しに合わせ、本計画も一部改定し、計画に基づく取り組みを 10 年に渡り進めてきました。

しかし、この間においても人口減少や少子高齢化の加速、人々の価値観や生活様式の多様化といった課題が生じており、これらの課題を踏まえた第四次総合計画が令和 4（2022）年度から新たにスタートし、まちづくりの共通目標である将来都市像も、『未来につなぐ心やすらぐ水辺のまち 我・孫・子』として 20 年ぶりに刷新しました。

都市づくりを取り巻く社会潮流

【人口減少及び少子高齢化社会への対応】

我が国は平成 20（2008）年をピークに人口減少社会を迎えており、今後は本格的に高齢者の割合が増加し、人口の減少も進むことが見込まれています。

これらにより、社会保障費負担の増加や労働力の減少など、社会全体の活力低下が懸念されています。

また、地震や台風など災害への対応、高度成長期以降に集中整備したインフラ * の老朽化が顕在化しており、維持管理費の増大も各都市の課題となっています。

一方で、世界人口は増加し続け、食料・水・エネルギーの確保とともに、環境問題が身近な問題として深刻化しています。

こうした背景を踏まえ、国は、2050 年を見据えた国土づくりの理念・考え方として「国土のグランドデザイン 2050」を示しました。

この中では、人口減少及び少子高齢化に対応した効率的なサービス提供には、集約化（コンパクト化）とともに、ネットワーク化により圏域の縮小にも対応した人口を確保することで、高密度な交流の実現が示されています。また、にぎわいの創出により、地域の歴史・文化などの継承、発展による新たな価値の創造も示されています。

各都市においては、人々の価値観や生活様式の多様化に着目し、自らの資源に磨きをかけ、複数の地域間で連携することで、人・物・情報の交流の促進も重要とされています。

このように、私たちの生活を取り巻く社会潮流が変化していく中、国をはじめ国際的にも諸課題に対する考え方が示されています。

こうした背景のもと、都市づくりの分野においても、これらの課題に適切に対応するため、首都圏近郊に位置する本市の特性を活かし、多くの人々から居住地として選択される魅力ある都市づくりとともに、一層の持続可能な自立した都市づくりを実現するため、本計画の改定を行いました。

【持続可能な都市づくりへの対応】

産業革命以降急激に活発化した人間活動により、地球規模の持続可能性に危機感が認識され、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットでは、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年の 15 年間でより良き将来を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals の略称)」が採択されました。

この中では、「社会」「環境」「経済」のバランスを取っていくことが世界的な価値観となり、都市づくりの分野においても、持続可能な産業化の促進、環境に配慮したインフラ改良、廃棄物の管理などの都市環境上の悪影響の軽減、緑地や公共スペースの提供、災害に対する強靭さなどの取り組みが重要とされています。

また、こうしたさまざまな分野を横断する取り組みにおける課題解決の手段の一つとして、情報通信技術 (ICT*) の急速な進化に伴う新技術やデータの効果的な利活用が期待されています。

■ 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標アイコン

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

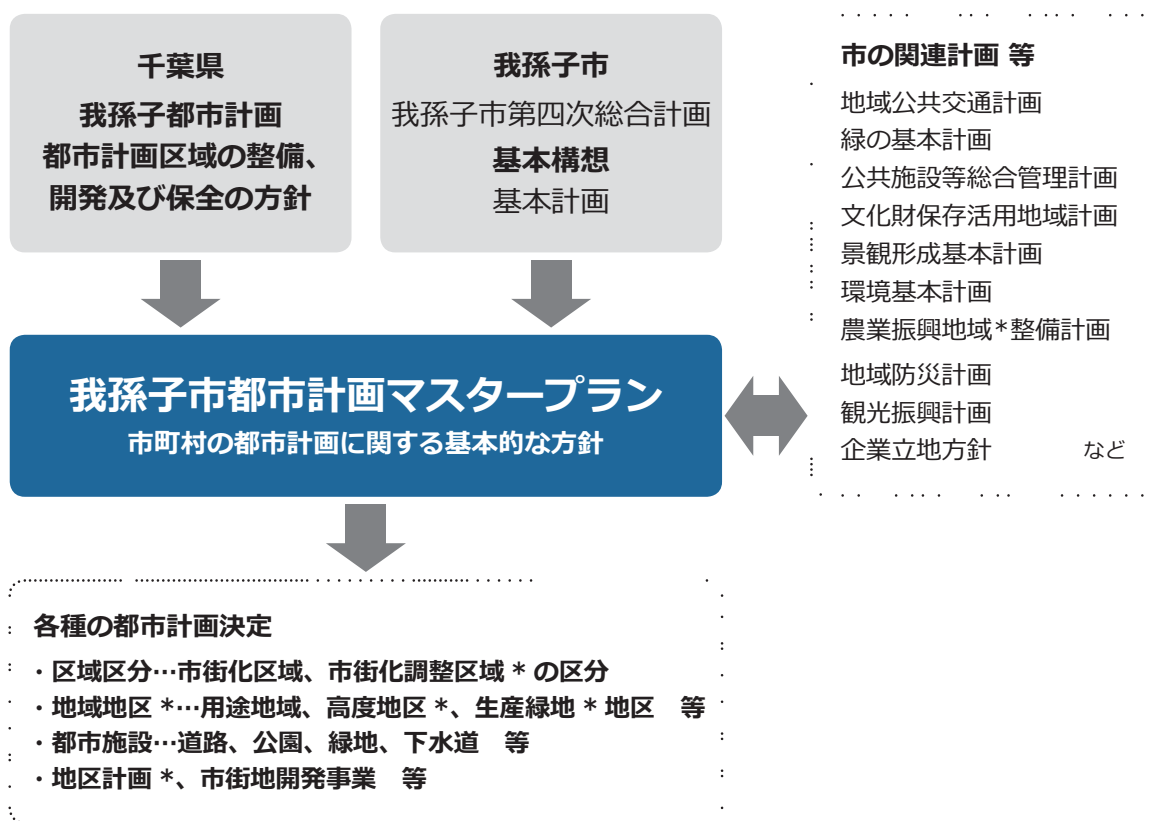


2. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、住民に最も近い立場にある市が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映してまちづくりの将来像を示し、その実現に向けた都市計画の方針を示すものです。

本計画は、上位計画である「我孫子市基本構想〈我孫子市第四次総合計画〉」や千葉県が定める「我孫子都市計画都市計画区域 * の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、本市の関連計画等と整合・連携して方針を示し、我孫子市基本構想において示された将来都市像の実現に向けた都市づくりに取り組みます。

■都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係



3. 都市計画マスタープランの計画の期間

都市づくりは、計画から実現まで、さまざまな事業を多くの過程を経ながら進める必要があるため、中長期的なビジョンと継続的な取り組みが必要です。

このため、20 年後の都市の姿を見据え、令和 4（2022）年度から令和 23（2041）年度までを本計画の期間とします。

なお、計画期間内であっても、社会潮流や環境の変化、上位計画である我孫子市基本構想の見直し、国や千葉県などの広域的な事業の進展等に伴い、必要に応じて見直すこととします。

4. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、大きく分けて「全体構想」と「地域別構想」の2つの柱から構成されています。

「全体構想」は、市の将来の都市づくりの目標と都市の骨格をあらわす都市構造を示すとともに、これらに沿った全市的に展開する都市づくりの方針を定めています。

この都市づくりの方針については、土地利用や道路・交通に関する方針をはじめ、緑や公園、インフラ施設などの市街地環境整備に関する方針、景観形成や拠点の整備などの都市の魅力向上に関する方針、災害への対策の都市防災に関する方針の5つの分野に分けて示しています。なお、都市内の自然的環境は、水辺や緑などを活用する観点から本市の地域資源として捉えているため、5つの方針中に含めたものとしています。

「地域別構想」は、全体構想を受け、地域の現状や特性に応じた目指すべき将来像を示すとともに、それぞれの地域で展開される取り組み方針を定めています。

■都市計画マスタープランの全体構成

